

静岡県告示第706号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年9月29日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月29日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
150号	御前崎市塩原新田字海山1654番の1地先から 御前崎市塩原新田字七ツ山1014番の2地先まで	平成29年9月29日

=====

静岡県告示第707号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年9月29日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月29日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
磐田掛川線	袋井市長溝字辻1035番の1から 袋井市中字居廻647番の5まで	平成29年9月29日